

館林市委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱

(趣旨)

第1条 市が発注する委託等の契約に関して、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱については、館林市財務規則（昭和41年館林市規則第1号。以下「財務規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は指名し、当該委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する技術提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当する場合は、財務規則に定める競争入札によらず、プロポーザル方式により受託者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められない業務
- (3) その他市長が適当と認める業務

2 当該業務を所管する課（以下「所管課」という。）は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめ当該委託が前項の規定に該当するかどうか、実施方法、評価方法、その他必要な事項を添えて、契約検査課長を経て指名業者審査会（以下「指名審査会」という。）に付議する。

(評価委員会の設置)

第4条 所管課は、プロポーザル方式による受託候補者の特定を行うため、所管部長を委員長とし、5名程度の委員で構成する評価委員会を設置する。

2 委員長は、必要があると認められるときは学識経験者等の職員以外の者を評価委員とすることができる。この場合に必要とされる経費は、所管課で負担する。

3 評価委員会は、評価基準に基づき技術提案の評価、ヒアリング等を実施し次の事項を行う。

- (1) 受託候補者の特定をすること。
- (2) 審査経過及び受託候補者を指名審査会に報告すること。
- 4 評価委員の報酬額は、職員以外の委員については、他の基準により報酬額を設定できることとする。
- 5 評価委員会の事務は、所管課が行う。
(提案資格要件)

第5条 プロポーザル方式の提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。ただし、指名審査会が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市への入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 当該年度の館林市競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた業種について登録が認められた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく再生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、前号の競争入札参加資格の再認定を受けている者）であること。
- (4) 次のいずれかの日において、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成8年7月22日館林市告示第40号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
ア 公募型プロポーザル方式については、参加意向申込書（別記様式第1号）の提出期限から受託候補者の特定の日まで
イ 指名型プロポーザル方式については、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで

- (5) その他指名審査会が必要と認めた事項
(実施要領及び評価基準の策定)

第6条 所管課は、プロポーザルを実施しようとするときは、当該契約ごとに実施要領及び評価基準を策定するものとする。

2 実施要領は、概ね次に掲げる項目とする。

- (1) 業務の概要
委託業務の名称、委託内容及び履行期限等
- (2) 提案書の提出者の資格
館林市競争入札参加資格者名簿登録業者、業種、格付け、実績等
- (3) 申込み・受付
申込み・受付方法、場所、受付期間等
- (4) 実施要領の入手方法等
実施要領の入手方法、場所

- (5) 提出書類
参加意向申込書、暴力団排除に関する誓約書及び必要書類（当該公告において指定された場合）
- (6) 提出内容及び作成要領
提案書の内容及び様式、記入上の注意事項等
- (7) 参加資格確認結果
結果通知書の送付期日及び方法
- (8) 提出方法等
提出方法、提出期限、提出先
- (9) 提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位
- (10) 質疑・回答
質疑に関する提出方法、提出期限、提出先、回答方法等
- (11) 審査方法
書類審査、提案プレゼンテーション等
- (12) その他必要と認める事項

3 評価基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 評価項目
実施体制・実施能力・実施方針・実施意欲のほか、市が調達する業務等の目的に最も合致した企画・提案・技術力を有する受託者が選定できる項目とする。
- (2) 配点
評価項目別に評価点を配点する。配点のウェイトについては、業務等の目的により適切に設定し、業務等の目的に最も合致した受託者が選定できる配点とする。提案者の評価点は、評価委員会の委員の持ち点の合計とし、原則として最高点は評価委員 1 名あたり 100 点を基準とする。ただし、指名審査会で認める場合においては、この限りではない。
- (3) 評価点の算出方法
各項目の評価点については、5 段階評価を行うことを原則とするが、必要において、3 段階評価等を用いることができることとする。
- (4) 評価点の合計点が同点の場合の受託候補者の特定方法
評価点の最高得点者が複数いた場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた方法により、受託候補者を特定することとする。
- (5) 受託評価最低基準点
受託候補者を選定する際の最低基準点を定め、評価最低基準とする。評価最低基準を下回ったものは、受託候補者として特定できない。

（公募型プロポーザルの手続）

第7条 市長は、公募型プロポーザルを実施しようとする場合は、前条第2項に掲げる事項について公告する。公告の方法はホームページ及び掲示板への掲示、その他の方法により行う。

- 2 公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、公告に示した書類を期日までに提出しなければならない。
- 3 公募型プロポーザルにおいて前項の規定に基づき参加意向申込書を提出した者に対して、第5条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとし、提案資格を満たさない者については、当該契約の提案者としてはならない。
- 4 市長は、参加意向申込者に対して、公告において指定する日までに、参加資格の結果について参加資格確認結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとし、参加資格が認められなかった者に対しては、その理由を記載するものとする。

(指名型プロポーザルの手続)

第8条 市長は、指名型プロポーザルを実施しようとするときは、館林市競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に係る提案資格を有すると認めたものの中から、指名審査会において提案書の提出を要請する者(以下「要請者」という。)を選定するものとする。

- 2 市長は、要請者を決定した場合は、速やかに当該要請者に対しプロポーザル参加指名通知書(別記様式第3号)により、第6条第2項の項目を通知するものとする。

(技術提案書の提出要請)

第9条 市長は、第7条第3項の確認及び第8条の指名に基づき、要請者に対し、提出意思確認書(別記様式第4号)及び技術提案書(別記様式第5号)等の提出をプロポーザル関係書類提出要請書(別記様式第6号)により要請するものとする。

- 2 提案書を提出しようとする者は、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認書を提出しなければならない。
- 3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。

(受託候補者の特定)

第10条 評価委員会は、提案書及びヒアリング内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として特定するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の特定にあたっては、第6条第3項によりあらかじめ定めた評価方法により行わなければならない。
- 3 評価委員会は、前各項により受託候補者を特定した時は、指名審査会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、その他指名審査会が必要とする事項を、評価結果として報告しなければならない。
- 4 指名審査会は前項により報告を受けた時は、内容を審議し、承認するものとする。
- 5 契約検査課長は前項により承認された事項を速やかに市長に報告する。
- 6 市長は、審査結果に基づき、特定された者(以下「特定者」という。)及び特定されなかった者(以下「非特定者」という。)に結果通知書(別記様式第7号)により審査結果を通知するものとする。
- 7 市長は、非特定者に対し、特定されなかった理由を付すものとする。

- 8 非特定の通知を受けた者は、前項の通知をした日の翌日から起算して7日（館林市の休日を定める条例（平成元年館林市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以内「休日」という。）を除く。）以内に、プロポーザル結果通知書についての説明請求書（別記様式第8号）により、市長に対して、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 9 市長は、前項の説明を求められたときは、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、プロポーザル再結果通知書（別記様式第9号）により回答するものとする。
- 10 所管課は、特定者に対して、当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、予定技術者等の内容の変更は、原則として認めないものとする。（提出資格の喪失等）

第11条 当該委託について、参加資格を有するとの確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

- (1) 第5条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加意向申込書及び技術提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 館林市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に該当するとき。

2 前項の場合において、市長は当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、指名審査会委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 館林市委託等に関するプロポーザル試行実施取扱要綱（平成19年7月2日制定）は、廃止する。